

## 2 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例

昭和 48 年 3 月 29 日 条例第 41 号

最終改正 平成 18 年 10 月 27 日 条例第 63 号

(趣旨)

**第1条** この条例は、沖縄県立高等学校の授業料、入学考査料、入学料、受講料、聴講料及び証明手数料(以下「高等学校授業料等」という。)並びに沖縄県立中学校の入学考査料及び証明手数料(以下「中学校入学考査料等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成元年条例 36 号・18 年 63 号〕

(高等学校授業料等及び中学校入学考査料等の額)

**第2条** 高等学校授業料等の額は、[別表第1](#)のとおりとする。

2 中学校入学考査料等の額は、[別表第2](#)のとおりとする。

一部改正〔昭和 51 年条例 11 号・平成元年 36 号・7 年 41 号・18 年 63 号〕

(高等学校授業料等の納付時期)

**第3条** 授業料(定時制課程における単位制による課程の者(以下「単位制による課程の者」という。))の授業料を除く。以下この項において同じ。)は、毎月 10 日までにその月分(卒業を認定されなかった者(以下「卒業未認定者」という。))については、納付すべき授業料の額の 12 分の 1 に相当する額(以下同じ。)を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる月分の授業料は、当該各号に定める期限までに納付することができる。

(1) 4 月分及び 1 月分 その月の 15 日

(2) 8 月分 9 月 10 日

(3) 学年の中途において入学(転学、再入学及び編入学を含む。以下同じ。)し、又は復学した場合における当該月分入学又は復学した日から起算して 10 日を経過した日

2 単位制による課程の者の授業料は、履修科目を申し込む際に納付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、沖縄県立高等学校に在学する生徒(単位制による課程の者を除く。)は、本人の希望により当月分以後の月分をその月以前に納付することができる。

4 受講料及び聴講料は、履修科目の申込みが受理された時に納付しなければならない。

5 高等学校授業料等のうち、入学考査料は入学願書提出の際、入学料は入学を許可された際、証明手数料は申請の際に納付しなければならない。ただし、沖縄県立中学校に在学する者が当該中学校における教育と一貫した教育を施す沖縄県立高等学校に入学を願い出る場合は、当該者に係る入学考査料は、徴収しない。

一部改正〔昭和 51 年条例 11 号・平成元年 36 号・7 年 41 号・13 年 52 号・16 年 49 号・18 年 63 号〕

(転学及び転籍の場合の授業料及び入学料)

**第4条** 転学又は転籍した場合は、授業料は、重複して徴収しない。

2 前条第2項又は第3項の規定により授業料を前納している者が、転学又は転籍した場合は、当該納付済みの授業料は、転学又は転籍先の学校において納付すべき授業料に充当されたものとみなす。

3 転学又は転籍した者については、転学又は転籍先の学校の入学料は、徴収しない。

一部改正〔平成 7 年条例 41 号・18 年 63 号〕

(休学者の授業料の免除等)

**第5条** 休学した者(単位制による課程の者を除く。)については、休学した日の属する月の翌月(休学した日が月の初日であるときは、休学した日の属する月)から復学する日の属する月の前月までの授業料は、免除する。

2 単位制による課程の者で休学した者については、授業料の額を科目ごとにその科目を修得するために必要な期間としてあらかじめ定められた期間の月数で除した額に、休学した日の属する月の翌月(休学した日が月の初日であるときは、休学した日の属する月)から復学する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額の授業料を還付する。

一部改正〔平成 7 年条例 41 号〕

(高等学校授業料等の減免等)

**第6条** 教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより特別の理由があると認めるときは、高等学校授業料等を減額し、若しくは免除し、又は徴収を猶予することができる。

一部改正〔平成 18 年条例 63 号〕

(高等学校授業料等の不還付)

**第7条** 第5条第2項に定める場合を除き、既に納付された高等学校授業料等は、還付しない。ただし、教育委員会が、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成7年条例41号・18年63号〕

(中学校入学検査料等への準用)

**第8条** 第3条第5項本文、第6条及び前条の規定は、中学校入学検査料等の納付時期、減免等及び還付について準用する。

追加〔平成18年条例63号〕

(教育委員会規則への委任)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則(平成18年10月27日条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

種類	区分	単位	金額
授業料	全日制課程	卒業未認定者以外の者 月額	9,600 円
		卒業未認定者 履修科目1単位につき	3,840 円
	定時制課程	履修科目1単位につき	1,560 円
	専攻科	月額	9,600 円
入学検査料	全日制課程		2,200 円
	定時制課程		950 円
	専攻科		2,200 円
入学料	全日制課程		5,650 円
	定時制課程		2,100 円
	通信制課程		500 円
	専攻科		5,650 円
受講料	通信制課程	履修科目1単位につき	300 円
聴講料	科目履修	履修科目1単位につき	1,560 円
	専修講座	履修科目1単位につき	1,560 円
証明手数料		1通につき	200 円

全部改正〔平成7年条例41号〕、一部改正〔平成11年条例16号・13年52号・16年49号・18年63号〕

別表第2(第2条関係)

種類	単位	金額
入学検査料		2,200 円
証明手数料	1通につき	200 円

追加〔平成18年条例63号〕